

上島町入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

1 目的

この要領は、上島町の発注する入札について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問書の提出及び質問書の回答等に関する必要な手続を定めることを目的とする。

2 対象案件

原則として、全ての入札案件について適用するが、閲覧期間の極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと考えられるものは対象から除くことができる。

3 質問書の提出

入札に参加しようとする物（以下「入札参加者」という。）は、入札閲覧設計書（設計書、図面、仕様書、現場説明書、内訳書、その他書類等）に関して質問がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出することができるものとする。

（１） 提出方法

ア 電子入札の場合にあっては、電子入札システムの所定の画面に質問等を入力して送信すること。

イ その他の場合にあっては、様式１の書面（用紙は、閲覧場所に備え付けておくものとする。）を各発注機関に提出すること。

（２） 提出期限

調達公告にあらかじめ定める期限（以下「質問提出期限」という。以下同じ。）までとする。ただし、電子入札以外の場合にあっては、設計図書等閲覧期間開始から４日（上島町の休日を定める条例（平成１６年条例第２号）第１条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）後までとする。

4 質問への回答

（１） 質問回答書の作成

質問書の受領した場合は、設計担当課において質問回答書（様式２）を作成し、課長の決裁をとるものとする。

なお、類似する複数の質問書については、一括して回答できるものとする。

（２） 質問提出期限後の質問

質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

5 回答方法等

（１） 質問への回答期限

質問への回答期限は、質問提出期限の日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内とする。ただし、回答に日数を要する場合はこの限りではない。

（２） 質問への回答方法

質問書の回答は、入札参加者に対し、メール又はファクシミリ等で質問回答書を送付することにより行うものとする。電子入札の場合にあっては電子入札システムの所定の画面にて回答等を入力して送信するものとする。

6 質問回答書の取扱い

質問回答書は、契約図書の一部として扱われるものであり、設計書に添付して保管すること。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行し、同日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知）を行うものから適用する。

様式 1

[illegible]

質 問 回 答

月 日

上島町 課

下記のとおり質問書に対して回答します。

記

[illegible]